

住民参加による計画策定手法に関する考察

— A市次世代育成支援行動計画におけるタウンミーティングを通して—

小野セレストア摩耶*

I はじめに

計画策定における住民参加の重要性は、既にさまざまところで指摘されており、周知のとおりである。だが、住民参加の手法はさまざまであり、手法が確立されているわけではない（圓山、2007；小野、2008）。武川（2005）は、地域福祉計画を例に、地域特性に見合った進め方が重要としながら、これらの手法を具体的に10項目挙げている（詳細は後述する）。計画策定の際には、各自治体がそれぞれの手法を一つ、あるいはいくつか実施することで、計画策定過程で住民参加を行ったということになる。筆者も、計画策定における住民参加の重要性やその方法については、これまでに指摘してきたところである（小野、2008、2009）。しかしながら、住民参加の“成果”とも言える完成した“計画”に住民参加の効果、つまり、住民のニーズや意見がどれだけ盛り込まれているのかという点については明らかになっていない。これまでの研究を見ても、住民参加の重要性の指摘（例えば、武川、2005；上野谷・松端・山縣編、2007；鈴木・島津編、2005；上野谷・杉崎・松端編、2006）や住民参加のプロセス重視の指摘（朴、2009）についての文献は存在するが、住民参加の結果、どれだけのニーズや意見が計画に反映されているのかを検討、或いは検証した研究は皆無に等しい。一方で、住民参加という表現が便利なキャッチフレーズとして使われるにとどまっており、形骸化しているのでは、という指摘もある（牧田、2007）。

そこで本研究では、住民参加手法の一つであるタウンミーティングを取り上げ、住民参加による計画策定手法についての考察を行ってみたい。具体的には、平成16年度に行われたA市の次世代

育成支援行動計画策定2年目におけるタウンミーティングの事例をとりあげる。なぜなら、A市は、住民へのヒアリングや量的調査といった次世代育成支援行動計画策定の必須条件とも言える住民参加手法のみでなく、いわばオプションであるタウンミーティングを行っており、行政側が時間も手間もかかる手法を自ら選択したところに、住民参加の重要性を認識していることが理解できるとともに、住民参加に対する真摯な姿勢が感じられるからである。また、大々的にタウンミーティングを取り上げ、計画策定2年目の中心に位置付けている（A市、2004）点もその理由の一つである。直接住民の声を聞く機会を住民の手で設ける手法としてタウンミーティングを選択したのであり、その過程や、成果とも言える計画を分析することで、住民参加手法そのものについて考察を深めることができると考えた。

II 住民参加の重要性と住民参加の手法

本研究は、次世代育成支援行動計画（以下、次世代計画）を取り上げているため、次世代計画についても簡単に触れながら、住民参加の重要性や住民参加の手法について述べる。

次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に基づく地域行動計画（以下、「計画」）では、計画策定段階で住民へのニーズ調査やヒアリング、公聴会等を行って、広く利用者の意見を取り入れる必要性が強調されており、住民参加への注目が一つの特徴といえる（厚生労働省児童家庭・雇用均等局2003）。また、計画実施中の実施状況についての情報公開や住民からの意見聴取等の評価についても記載されており、一貫して住民参加の必要性が強調されている（厚生労働省児童家庭・雇

キーワード：次世代育成支援行動計画 住民参加 タウンミーティング

*関西学院大学大学院人間福祉科学研究科研究員

用均等局2003；小野2008)。

住民参加の必要性の流れは、地方分権とも決して分離されたものではない。武川ら(2005)は、分権化を突き詰めて考えれば、政府間での関係だけでは完結しないはずであり、住民と市町村との関係のあり方にも及んでくと述べている。また、中央政府と地方政府との関係における「補完性の原則」も、突き詰めれば同様であると述べている。この「補完性の原則」からの住民参加の必要性については右田(2005)も同じような主張を行っている。

次に地域福祉における計画策定に注目したい。地域福祉計画策定では、住民参加を重視しているため、どのような手法で住民参加を行うかが鍵となっている。武川ら(2005)は、地域特性に見合った進め方をしていくことが重要としながら、2001年に全国社会福祉協議会が示した今日的住民参加の手法を示して、①福祉サービスの利用者等へのアンケートやヒアリング、②住民座談会・小地域委員会、③ワークショップ、④百人委員会、⑤セミナーや公聴会の開催、⑥各種委員会における委員の公募、⑦パブリック・コメント、⑧全ての住民に情報を伝える工夫、⑨インターネットやケーブルテレビ等の新しい媒体(メディア)を活用した広報、⑩地域福祉の担い手としての計画策定実務への参加の10項目を説明している。本研究で取り扱うタウンミーティングは、②住民座談会・小地域委員会に当てはめることができる。また、武川ら(2005)は、タウンミーティングを、対話集会や住民参加の会議とも訳しており、住民との議論の場であり、政策決定にも大きな影響をもつものであるとしている。地域福祉計画に関する様々な文献が出版されているが、その手順には、上記10項目すべてではないにしろ、必ず類似した内容が含まれている(例えば、上野谷・松端・山縣編2007；鈴木・島津編2005；上野谷・杉崎・松端編2006)。次世代育成支援行動計画策定指針にもこれら10項目中①、②、⑤、⑥等の記載がある。

以上のように、計画策定における「住民参加」は、決して地域福祉のみで重視されているものではなく、また、地方分権という行政運営そのものとも関わってくる重要な課題の一つである。しかし、地域福祉計画策定においても住民参加の歴史もま

だ浅く、人口規模や地域特性の考慮が重要であることから、事例として策定についてまとめたものが多く、住民参加による計画策定方法が確立されている訳ではないのが実情である(圓山、2007；小野、2008)

Ⅲ タウンミーティング

本研究では、タウンミーティングを取り上げて分析を行う。先に述べたように、タウンミーティングは住民座談会や住民小委員会、住民集会や住民参加の会議などいろいろな表現がされており、明確な定義がなされているわけではない。A市ではタウンミーティングを、「計画素案をベースに次世代育成支援について住民と意見交換し、計画策定に反映していくと共に計画の内容を周知し、住民の参画と協働を下に子育てを社会全体でしていこうとする意識の醸成を図ること」(A市、2004)と定義している。つまり、地域の住民が一定のテーマや議題について十分に意見交換の議論を行う場であり、また、それら意見が政策に影響を与えることを示している。本研究でもA市の定義を採用し、分析を行っていくこととする。タウンミーティングは、多くの地域住民の参加が求められるものであり、大掛かりな住民参加の手法と考えられる。

Ⅳ A市の事例

1. A市の特徴

ここでは、A市を事例として扱って分析を行うため、A市について特徴や現状、計画策定体制等について概略をまとめる。計画策定時、特に2004年(平成16年)当時の人口や現状について、A市計画素案、及び本案を中心にまとめる。A市は、次世代育成支援行動計画策定先行モデル市(全国で53市町村)として、B県で唯一の市である。そのため、計画策定に1年早く取り掛かり、2年をかけて計画策定を実施した。

1) 人口推移

平成16年10月当時の人口は193,428人である。平成12年の国勢調査時とその10年前の平成2年とを比較すると、3.2%増加しており、緩やかに人口が増加する傾向にある。しかし、年少人口(0歳～14歳)については、平成12年と平成2年を比較す

表1 合計特殊出生率の比較

	昭和60 (1985) 年	平成2 (1990) 年	平成7 (1995) 年	平成12 (2000) 年	平成13 (2001) 年	平成14 (2002) 年	平成15 (2003) 年
A市	1.75	1.65	1.50	1.43*	1.38*	1.37*	1.35*
B県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.29	1.29	1.25
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29

(A市行動計画本案より筆者作成。*ただし、平成12年以降はA市独自の算出。)

ると、11.9%減っており、総人口に占める割合も2.8ポイント減少している。これは、国の減少傾向と似ており、ともに緩やかに年少人口の減少が進んでいる。

児童人口(0歳～18歳)については、6歳～12歳の子どもは微増している(平成12年:13,292人に対し、平成16年:14,100人)が、全体としては減少している(平成12年:38,619人に対し、平成16年:37,546人)。

2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移は以下(表1)のとおりである。国や県に比べて高い数値を維持していることが分かる。

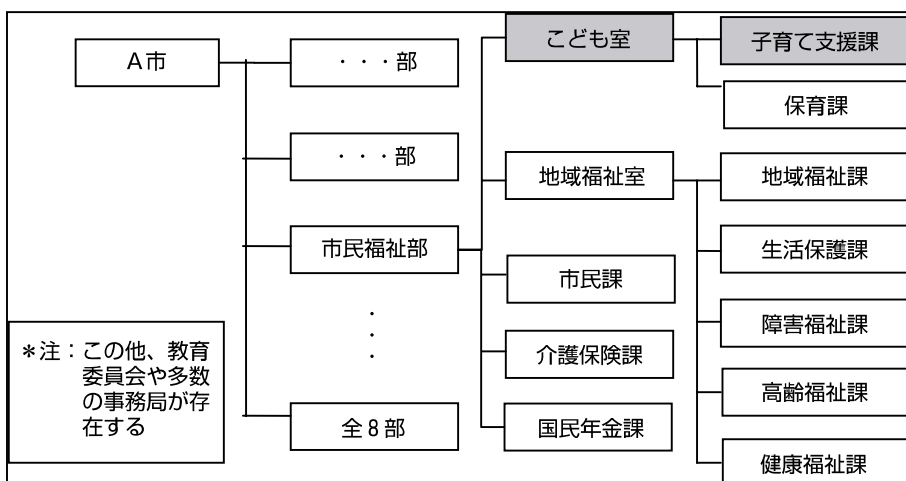
3) 子育て支援への取り組み状況

A市では、次世代育成支援行動計画策定以前に、国の新エンゼルプランに基づいて、平成10年

(1998年)に「A市児童福祉計画」を策定し、地域子育て支援システム構築を行うことを提言している。また、地域子育て支援事業への取組には早い時期から関心を持ち、平成5年(1993年)に旧厚生省による「地域子育てモデル事業」(現:地域子育て支援センター事業)の指定を受け、育児相談、園庭開放、在宅乳幼児の集団生活体験保育、高校生との交流保育、親子教室など在宅の子育て家庭を視野に入れた事業を幅広く実施してきている。平成16年(2004年)現在、市内の公・私立保育所すべてで園庭開放などの「地域交流事業」が行われている。

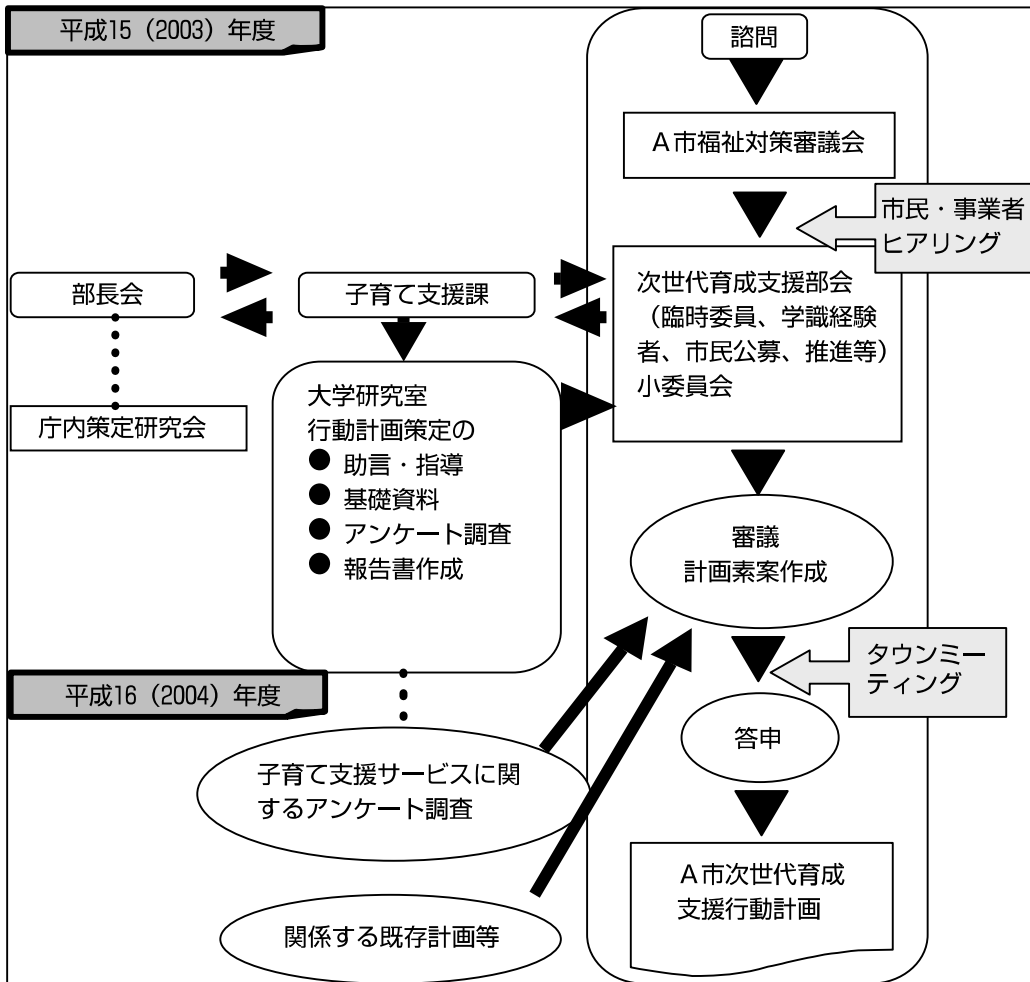
さらに、平成9年(1997年)には、「育児ファミリー・サポート・センター」を開始、また平成14年(2002年)には、子育て支援の拠点として「子育て支援センター」を開設し、子育てボランティアの育成支援、子育てサークル支援、各種講座や相談、フリースペースの提供などを行っている。

図1 A市組織図



(A市資料を元に筆者作成。ただし、市名がわかる情報は改変している)

図2 A市次世代育成行動計画策定プロセス



(A市素案より一部改変し、筆者作成)

この他、保育所、幼稚園等を活用し、「みんなのひろば事業」を展開している。

こういった事業展開に対応していくために、平成12年（2000年）に市民福祉部にこども室を設置し、就学児童の育ちを中心に対応していくこととなった。また、教育委員会として同じく平成12年（2000年）に家庭教育推進班（家庭教育推進課）が設置され、家庭教育支援の取組が実施されることとなった。ただし、これはいずれも計画策定当時のことである。

4) 計画策定体制等

平成15年及び平成16年当時は、市民福祉部として地域福祉室、市民課、介護保険課、こども室が

あり、こども室はさらに子育て支援課と保育課に分かれていた。次世代育成支援行動計画策定及び推進にあたっては、市民福祉部こども室子育て支援課が担うこととなっていた（図1）。

5) 他の計画との関係・整合性

A市の次世代育成支援行動計画と他の計画との関係・整合性である。「第4次A市総合計画」における基本目標4「ひとを大切にする自立と共生のまち」・基本課題3「未来を担う子どもを地域で育む環境づくり」を具体化する計画として位置づけられている。また、「A市児童福祉計画」（平成10年～平成17年度）を包括する行動計画としても位置づけている。他に、「A市地域福祉計画」、「第

2次 A 市保健医療計画」、「A 市障害者計画」、「A 市女性のための行動計画」「第2次家庭教育推進三ヵ年計画」などを取り上げ、整合性と連携を図ることを明記している（A 市、2004）。

6) 計画推進及び評価体制

子育て支援課を事務局とし、全庁的な推進をはかることを記載している。また、次世代法における、「A 市次世代育成支援地域協議会」を設置し、計画の進捗状況や実効性について評価、検証、議論し、関係団体の積極的な取組を進め、計画の着実な推進を図ることを計画に明記している。さらに、各事業の評価については、大学研究室等とタイアップしながらデータベース化し、事業改善、新規施策導入に活用していくことも記載している（A 市、2004）。

2. 次世代育成支援行動計画策定全体のプロセス

平成15（2003）年から平成16（2004）年の計画策定プロセス全体をまとめる（図2）。図2のとおり、A 市は2003年及び2004年の2年間をかけて計画策定をしている。子育て支援課が事務局となり、庁内の部長会及び庁内策定研究会の庁内調整、大学研究室との調整、審議会等会議の調整、市民・事業者ヒアリング・アンケート調査を実施している。ただし、タウンミーティングについては、子育て支援課が事務局ではあるが、実際の運営は住民が中心となって行っていた。子育て支援課が中心となってさまざまな調整を行いながら計画策定を行っている（A 市、2003；A 市、2004）。

また、住民参加を視点に計画策定の流れを図式化したものが、図3となる。住民参加の方法としては、ニーズ調査やヒアリング等も行われているが、本稿では、タウンミーティングに注目する。計画策定の手順について説明すると、まず計画策定1年目で、既存事業の洗い出しやニーズ調査

やヒアリングなどをもとに、計画素案を作成している。そして、計画策定2年目で実施したタウンミーティングでは、この「素案」をたたき台として話し合いを行い、意見をまとめて報告書として提出し、計画「本案」へのつなげるという流れである。

3. 次世代育成支援タウンミーティング実行委員会

次世代育成支援タウンミーティング委員会（以下、TM委員会）は、子育て当事者、地域福祉関係者（A 市社会福祉協議会職員含む）、NPO 等子育て支援サービス提供者による委員会である。委員会は7名で構成され、その他調整役として事務局である子育て支援課も参加していた。また、筆者も事務局の一員として参加した。

TM実行委員会の主な目的は、2004年度の主な策定手続きとして実行されたタウンミーティングの企画・運営準備、タウンミーティングのPRや開催及び意見集約・報告書作成である。タウンミーティングの事前準備から、開催、終了後の報告書作成まで一貫して「住民の手で」というスタンスで行われた。会議は、14回行われた。まず、第1回から第6回で、企画・運営方法及びPRの方法について考えた。第6回の際には実行委員会で模擬タウンミーティングを行い、タウンミーティングの司会や記録等運営全般の進行を確認している。

タウンミーティングA会場1回目が終了した後は、運営方法等の反省会等を兼ねて集まり、今後の運営について話し合う機会を設けている

図3 住民参加を中心として捉えた計画策定の流れ：A市の例（筆者作成）

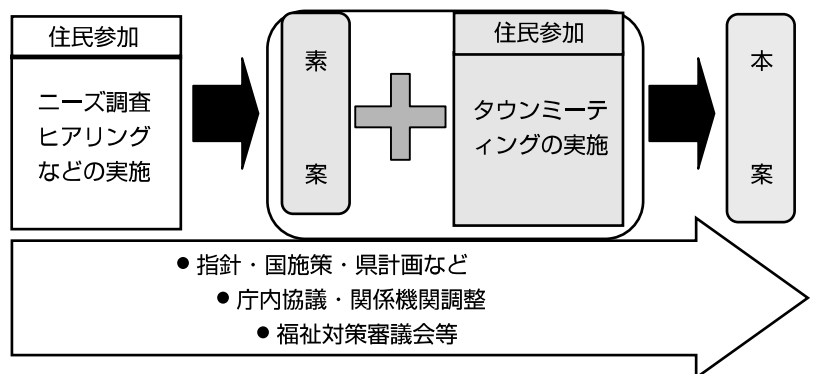


表2 タウンミーティング実行委員会開催数及び内容（A市資料より抜粋、一部改変）

	日時（2004年）	会議内容
第1回	4月6日（火）	実行委員長・副委員長の選出について 実行委員会のネーミングについて 実行委員会について タウンミーティングについて
第2回	4月16日（金）	タウンミーティングの開催内容について 実行委員会の運営について
第3回	4月28日（水）	タウンミーティングの実施方法（広報掲載依頼内容について） タウンミーティング開催周知の方法について（チラシ、ポスター）
第4回	5月14日（金）	タウンミーティング開催の周知方法について（報告） タウンミーティングの進め方について
第5回	5月25日（火）	応募状況の方法について（報告） タウンミーティングの進め方について
第6回	6月2日（水）	A会場実施分の最終参加人数・分科会・司会者等について 模擬タウンミーティング
第7回	6月18日（金）	A会場1回目（6月7日）を振り返って A会場2回目（6月24日）開催に向けて B会場他の会場の応募状況
第8回	8月11日（水）	タウンミーティングを振り返って 今後の進め方（タウンミーティングのまとめ）について
第9回	9月7日（火）	まとめ（会議録）の編集方針について 今後のスケジュール
第10回	9月14日（火）	各作業結果の検討 報告書の編集スタイルについて 今後のスケジュール
第11回	9月22日（水）	タウンミーティング報告書作成のための会議
第12回	9月28日（火）	タウンミーティング報告書作成のための会議
第13回	10月5日（火）	タウンミーティング報告書作成のための会議
第14回	10月12日（火）	タウンミーティング報告書作成のための会議

（第7回）。タウンミーティング期間中は、実行委員会メンバーが、受付・司会・記録等の係を役割分担していた。

タウンミーティング終了後、第8回から第10回までは、タウンミーティングで収集された意見をどのようにまとめていくのかについて話し合いがもたれた。そして第11回から第14回までは、報告書の作成にあたっての具体的な話し合いが行われた（詳細は後述する）。第14回終了の後に、作成された報告書を印刷し（印刷は事務局実施）、市長に提出した。報告書は、「A市次世代育成支援行動計画策定タウンミーティング実施報告書 よ〜くかんがえよう こどもとみらい」（以下、TM報告書、という）という名で作成され、素案の変更を具体的に提案している。本研究においては、この報告書を軸に分析を行う。実行委員会開催内容等を表2に示した。

V A市事例の分析

1. 分析の方法

計画策定2年目に実施されたタウンミーティングについて、大きく2つの分析を行う。まず、計画立案・実施、そして報告書作成までの過程を振り返ることで、住民参加の手続きや過程の詳細を見る。次に、住民参加の成果とも言える計画本案を、素案やTM報告書と比較すること、また国施策や次世代育成支援行動計画策定指針（以下、指針）、県の次世代育成支援行動計画（以下、県計画）と比較することで計画本案にどれだけタウンミーティングの結果が生かされているのかを明らかにしていく。

2. タウンミーティングの実施

タウンミーティングの目的は、計画素案をベースに次世代育成支援について住民と意見交換し、

表3 タウンミーティング実施状況（A市計画による。筆者が一部改変。延べ人数記載）

	日時 (2004年)	場所	分科会延べ出席人数（実行委員含む）					その他 (事務局他)
			赤・就学 前期	学齢 期	青少年 期	計	(内実行委員)	
1	6月7日(月) 13:30~16:30	場所A	17	7	9	33	(7)	10
2	6月24日(水) 13:30~15:30		19	9	9	37	(7)	8
3	7月4日(日) 13:30~15:30	場所B	13	16	7	36	(6)	9
4	7月11日(日) 13:30~15:30		14	16	6	36	(6)	6
5	7月23日(金) 18:30~20:30	場所C	11	0	8	19	(4)	7
6	7月30日(金) 18:30~20:30		11	0	13	24	(5)	7
7	8月3日(火) 10:00~12:00	場所D	23	0	6	29	(4)	7
8	8月20日(金) 10:00~12:00		24	0	8	32	(5)	7
合計			132	48	66	246	(44)	61

住民参加者・実数103名+実行委員・実数7名=110名の参加

計画策定に反映していくと共に計画の内容を周知し、住民の参画と協働を下に子育てを社会全体でしていこうとする意識の醸成を図ることにあった（A市、2004）。

市内4箇所各2回開かれ、1回目で参加者に意見を出してもらい、2回目ではそれをより深めて話し合うという形式がとられた。タウンミーティングの出席希望者は、事前応募が必要であり、応募により計画素案等の資料があらかじめ配布され、それら資料に目を通した上で参加するよう依頼されていた。

「地域性・会場の条件（アクセス・託児）・時間帯、対象世代の選定など」（A市次世代育成支援行動計画タウンミーティング実行委員会、2004）が配慮され、できるだけ多くの住民が参加できるよう、開催場所・回数等が検討された。その結果、市内4箇所各2回、時間帯も午前中実施のものから夜実施のものまで設定された。また、A市計画の対象年齢4分類（赤ちゃん期・就学前期・学齢期・青少年期）に沿った形でグループ分けした上で実施し、できるだけ対象年齢ごとのニーズや意見を収集できるよう配慮された。

実施時期は、2004年6月から8月までの約3ヶ月間で、市内4所各2回の合計8回であった。参加人数は、103名。実行委員を含めた全8回の延べ人数の合計は、246名であった。詳細は、表3で示している。

3. タウンミーティング報告書

TM報告書は、全80ページとなっている。1年目に策定された計画素案に対して、住民から出た意見を一つ一つ追記する形式がとられており、計画素案に住民の意見やニーズが追記されたり、新規事業提案などが記載されたりしている。少し詳しく書くと、3部構成で、はじめに全意見の要約と意見・要望が記載され、次に事業ごとに、素案原文と意見追記や修正案との区別がつくような記載がされている、そして後半には、より詳細な意見交換内容が一つ一つ記載されている。

TM報告書の作成手順は、次の通りである。全8回分のタウンミーティングの録音データをTM委員会メンバーでテープ起こしをし、意見ごとにカテゴリーや事業別に分ける作業を行った。その後、振り分けられた意見を素案記載と比較でき

図4 素案と本案の「基本目標」及び「施策の方向性」比較

素案		本案	
主な対象	基本目標	主な対象	基本目標
子ども	1. 次世代の健全育成に向けた環境の整備 ①児童の健全育成 ②次世代の親の育成 ③子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 ④豊かな学力・保育の向上 ⑤健やかな身体の育成 ⑥子どもをとりまく有害環境を取り除く対策の推進	1. 次世代の健全育成に向けた環境の整備 ①児童の健全育成 ② 就学前保育の充実 ③子どもをとりまく有害環境を取り除く対策の推進	
	2. 援助を要する子ども達が健やかに育つ社会の構築 ①療育支援システムの構築 ②障害のある児童の施策の充実 ③子どもの人権を守るシステムの普及啓発	2. 学校における次世代育成事業の推進 ①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 ③ 豊かな学力の向上 ④ 健やかな身体の育成 ⑤ 教育施設環境の整備	
家庭	3. 子育て家庭の孤立をなくし、子育ての夢と希望を育む事業の整備 ①健診と連携した子育て支援 ②不妊に関する支援 ③子どもや母親の健康の確保 ④食育の推進 ⑤情報提供と相談体制の充実 ⑥充実した家庭生活を送るための親としての学習機会の充実と家族の共同 ⑦子育てに関わる経済的負担の軽減	3. 援助を要する子どもたちが健やかに育つ社会の構築 ① 発達支援システムの構築 ②障害のある子どもの施策の充実 ③子どもの人権を守るシステムの普及開発	
	4. 多様な考え方や生き方の尊重と、家庭と職業生活の両立の支援 ①男女共同参画機会の形成に向けた啓発 ②仕事と子育ての両立支援 ③多様な保育サービスの拡充 ④母子家庭や単親家庭などの経済的支援を含めた自立のための支援の推進	4. 子育ての夢と希望を育む事業の整備 ①健診と連携した子育て支援 ②不妊に関する支援 ③子どもや母親の健康の確保 ④食育の推進 ⑤情報提供と相談体制の充実 ⑥充実した家庭生活を送るための親としての学習機会の充実と家族の共同 ⑦子育てに関わる経済的負担の軽減	
地域	5. 子育てを支援する地域再生事業の展開 ①地域ぐるみで子育てを支援する事業の実施 ②子育て支援ボランティアの育成 ③子育てサークルの育成 ④地域スポーツクラブの推進	5. 多様な考え方や生き方の尊重と、家庭と職業生活の両立支援 ①男女共同参画機会の形成に向けた啓発 ②仕事と子育ての両立支援 ③多様な保育サービスの拡充 ④ ひとり親家庭などの自立支援の推進	
	6. 安全・安心の子育て社会を作るため、あらゆる心配を除去する事業の推進 ①子育て安心事業の推進 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ③子どもを犯罪被害から守るための活動の推進 ④被害にあった子どもの保護の推進 ⑤教育施設環境の整備 ⑥安全な道路環境の整備 ⑦安心して外出できる環境の整備	6. 安心・安全子育て社会をつくるための事業の推進 ①安心して子育てができる環境の整備 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ③子どもを犯罪被害から守るための活動の推進 ④ 被害にあった子どもの保護と心のケアの推進 ⑤安全な道路環境の整備 ⑥安心して外出できる環境の整備	

- (注) * 1 斜体・太字は本案新規項目を示す。
 * 2 矢印は場所の移動を表している。
 * 3 破線矢印及び丸ゴシック文字は、名称変更を表している。

るように再構成し、それを材料にTM委員会メンバーで話し合いを繰り返して、報告書の方向性や役割分担などを決定していった。報告書の執筆もTM委員会メンバーで行っている。

4. 素案と本案の構成等の比較

ここでは、タウンミーティングによって集められた住民の意見やニーズが、具体的にどのように本案に生かされているのかを明らかにする準備として、素案と本案の基本目標や構成等の全体比較

を行い、計画構成の整理を行う。

1) 素案と本案の基本目標及び構成等の比較

計画全体の構成を見るために、基本目標の比較を行う。素案と比較して、本案では基本目標が一つ増え、7つになっている。増えた目標は、「基本目標2 学校における次世代育成支援の推進」である。この影響で「施策の方向性」にも変更が出ている。具体的には、素案で「基本目標1」に構成されていた「施策の方向性」のいくつかが、「基

表4 素案・タウンミーティング報告書（タウンミーティングの意見を含めた素案）及び本案の事業数等

TM報告書事業数(135事業)	素案事業数(109事業) + TM報告書での追加要求事業(26事業) = 135事業
本案と素案での事業数差(20事業)	本案事業数(129事業) - 素案事業数(109事業) = 20事業
本案事業数(129事業)	素案事業数(109事業) + 本案で組み込まれた事業(22事業) - 本案削除事業(2事業) = 129事業

表5 タウンミーティング報告書（タウンミーティングの意見を含めた素案）及び本案の事業比較（内訳）

	TM報告書	本案
タウンミーティングの意見追記(○)	17事業 12.5%	12事業 (本案で追加された事業5事業を除く)*1 9.3%
内容に変更あり(△)	19事業 14.1%	19事業 14.7%
変更なし(x)	76事業 56.3%	76事業 58.9%
反映なし	21事業 15.6%	
本案では削除	2事業 1.5%	(2事業)
本案で追加された事業		22事業 (タウンミーティング意見採用5事業を含む) 17.1%
合計	135事業 100.0%	129事業 100.0%

*1 タウンミーティングの意見が採用された17事業のうち、5事業は本案で追加された事業

本目標2」に移動していること、「教育」という名のついている「施策の方向性」が「基本目標2」に移動していることである。他の「基本目標」には、大きな移動はなく、名称が変更されているに留まっている。詳細は図4に示している。

この原因の一つと考えられるのは、TM報告書での「基本理念に学校（教育）の視点が欠けている」という指摘（P.3）であるが、具体的因果関係を示すことはできない。

2) 事業の構成

素案、本案ともに「子どもを育む」、「家庭を育む」、「地域を育む」という3つの考え方をもとに、事業を構成している。素案では、各事業をこの3つの考え方に基づいて分類して記載していた。しかし本案では、上記3つの考え方を重要としながらも事業を3つに分類することをやめている。そ

の理由として、各事業はそれぞれ「子ども」「家庭」「地域」のいずれかに分類されるものではなく、どれも関わるものであることをあげている。

また、素案では、各事業の担当課が記載されていなかったが、各担当課が責任を持って次世代育成支援を行っていくため、本案では記載されている。

5. TM報告書、素案と本案事業の比較

TM報告書、素案と本案を比較して、具体的にどのように計画が変更あるいは修正されているのかを明らかにする。TM報告書と本案の事業を一つ一つ見比べ、タウンミーティングの意見が取り入れられていると考えられるものには、「○」を、内容等が変更されているがタウンミーティングとの因果関係が不明、或いは、タウンミーティングの影響がないと考えられるものに「△」とつけた。

内容に変更のないものに「×」をつけ、「変更なし」と記載した。タウンミーティングで事業追加の必要性が指摘されたが、その意見が反映されなかったものには「×」をつけ、「反映なし」と記載した。事業数が多くすべての結果一覧を本稿では添付できないため、順次表を添付することでその代わりとしたい。

1) 事業数の変化、事業の入れ替え

素案の事業数は109事業であったが、本案では129事業と20事業増加している。素案から削除された事業は2事業、本案作成時に追加された事業は22事業であった。また、タウンミーティングによって追加が求められた事業数は26事業であり、TM報告書には135事業が記載されている（表4及び表5）。

基本目標が一つ増えたことによって、事業がかなり移動しており、素案の際につけられていた事業番号に大きな変更があった。特に「基本目標2」は新しく作られたものであり、その基本目標に沿った事業が素案から再構成されて集められている。

2) 事業内容に変更のあった事業及び本案で新しく組み込まれた事業

素案と本案で事業内容に何らかの違いがあった事業は、36事業あった。そのうち、タウンミーティングの意見による影響と考えられるものは、17事業であった。19事業については、タウンミーティングと関係ないか或いは因果関係が不明であった。表5を見ると、76事業は素案のまま本案に記載されていることがわかる。また、タウンミーティングの意見により追加されたと考えられる事業5事業を含めて22事業については、本案で新しく組み込まれている。

内容に変更のあった19事業、タウンミーティングの意見が採用されていると考えられる12事業（本案で追加された5事業を除く）及び本案で追加された22事業の合計53事業については、6.で指針・国の施策及び県計画との比較を行い、さらに分析を行う。

6. 本案53事業の指針・国施策・県計画との比較

素案と本案で事業内容に変化があった31事業、TM報告書に追加され本案に記載された5事業及び本案で新しく取り上げられた17事業の合計53事業について、策定指針、国による施策、県計画とを比較する。その理由は、大きく3点ある。1) TM報告書、素案と比較して本案で内容変更のあった事業（31事業）が、策定指針に基づいた変更であるのか、国の施策との関連及び県計画との整合性の観点からの変更であるのかを把握するため、2) 新しく盛り込まれた事業（22事業）が、策定指針に基づいているのか、国の施策との関連及び県計画との整合性の観点から盛り込まれた可能性があるのかを把握するため、3) 1) 及び2) を実施することによって、TM報告書に盛り込まれた住民の意見が、本案に活かされているのかどうかを明らかにするためである。

1) および2) のために、先に述べた53事業と指針による「内容事項」に挙げられている項目の比較、国の施策及び県計画との比較を行った。53事業名及び事業内容を読み込み、その事業と合致する内容事項を抜き出した。

1) 及び2) の作業では、一致していると考えられる事業には、「○」、部分的にあてはまる事業については「△」をつけた。

3) のために、1) 及び2) の結果から、それぞれ「○」のついた事業、「△」のついた事業、どれにも当てはまらなかった事業の数を数えた。なお、作業は、学部学生の協力を得て、分類後のチェックを行い、さらに指導教授の確認を受けながら行うことによって、客観性を確保する努力を行った。

結果をまとめると次のようになった。内容変更のあった31事業についてまとめた表6を見ると、31事業のうち、指針・国の施策・県計画の「どれにも当てはまらない」事業は、3事業であった。これら3事業は、素案においても指針・国施策・県計画の「どれにも当てはまらない」事業であった。また、31事業の分析結果と素案分析結果を比較してみると、「県計画」の「部分的に一致(△)」の項目において1事業が増えたのみであった。増えた事業は、「3101 新規 重点 発達支援マネジメント事業」である。よって、内容に変更のあった31事業については、指針や国施策・県計画の影

表6 素案から変更のあった31事業の指針・国施策・県計画との比較

素案から変更のあった事業31事業	指針	国の施策	県計画
一致 (○)	20事業	8事業	10事業
	64.5%	25.8%	32.2%
部分的に一致 (△)	2事業	5事業	6事業
	6.5%	16.1%	19.4%
複数の項目が当てはまり、完全に一致する項目と部分的に一致する項目が混在 (○及び△)	4事業	0事業	1事業
	12.9%	0.0%	3.2%
どれにも当てはまらない	5事業	18事業	14事業
	16.1%	58.1%	45.2%
合計	31事業 100%	31事業 100%	31事業 100%

表7 TM報告書によって追加されたと考えられる5事業の指針・国施策・県計画との比較

素案から変更のあった事業29事業	指針	国の施策	県計画
一致 (○)	2事業	1事業	2事業
	40.0%	20.0%	40.0%
部分的に一致 (△)	1事業	1事業	1事業
	20.0%	20.0%	20.0%
どれにも当てはまらない	2事業	3事業	2事業
	40.0%	60.0%	40.0%
合計	5事業 100%	5事業 100%	5事業 100%

響はほとんどなかったということができる。つまり、内容変更のあった31事業のうち、本案12事業については、タウンミーティングの意見を採用したと思われたが、分析の結果もそのように判断されたということになる。内容変更はあったが、その原因が不明の17事業については、庁内での調整等から生まれたものであるという予測はできるが、それ以上の解釈が不可能である。

次に、表7を見る。タウンミーティングの影響によって追加されたと考えられる5事業について同様に比較を行った。その結果、「どれにもあてはまらない」と分類された事業は、指針・国施策・県計画それぞれ、2事業、3事業、2事業であっ

た。指針・国施策・県計画の「どれにもあてはまらない」事業は1事業のみであった。その事業は「2306 充実 学校図書館」であった。この事業も新規事業ではなく、既存事業を計画に追記したにとどまっており、タウンミーティングによる住民の意見の影響による新規事業ではない。指針の内容と「部分的に一致 (△)」するものの、国施策や県計画との関連のなかった事業は「2302 新規 学校サポーター事業」の1事業であった。これは、新規事業であり、指針との関連は一部あるものの、一定の住民意見反映の成果ということができる。

最後に表8を見る。本案で追加された17事業に

表8 本案で追加された17事業の指針・国施策・県計画との比較

本案で追加された17事業	指針	国の施策	県計画
一致 (○)	9事業	0事業	2事業
	52.9%	0.0%	11.8%
部分的に一致 (△)	0事業	1事業	4事業
	0.0%	5.9%	23.5%
どれにも当てはまらない	8事業	16事業	11事業
	47.1%	94.1%	64.7%
合計	17事業 100%	17事業 100%	17事業 100%

ついて同様の方法で比較を行った。これら17事業は、タウンミーティングの影響は見られず、追加された要因が不明であった。「どれにもあてはまらない」と分類された事業は、指針・国施策・県計画それぞれ、8事業、16事業、11事業であった。指針・国施策・県計画の「どれにもあてはまらない」事業は5事業であった。これら5事業は、A市独自の事業ということができるとは、しかしいずれも「継続」事業であり、既存の事業を計画に追記したに過ぎなかった。また、17事業のうち、新規事業は、「3202 障害児タイムケア事業」、「4305 乳幼児発達相談事業」、「4315 育児支援家庭訪問事業」の3事業である。「4305 乳幼児発達相談事業」、「4315 育児支援家庭訪問事業」については、指針との関係の他、「県計画」との関係もあり、新規事業とは言え、A市独自のものということは難しい。

VI 事例分析のまとめ

ここまで行ってきたタウンミーティングの分析について結果をまとめる。計画・PR・実施・報告書作成をTM実行委員会という住民によって組織されたメンバーで行っている点、TM実行委員会をタウンミーティング開始前・開始後にわたって14回実施し、打ち合わせを繰り返している点、タウンミーティング実施場所・実施回数等がより多くの住民による参加ができるよう考えて設定されている点、TM報告書作成では、タウンミーティ

ング実施時に録音したデータのテープおこしから始まり、検討を繰り返す中で一つ一つ素案事業に手を入れる作業を行っている点、出来上がった報告書を市長に提出し次世代育成支援の充実を呼びかけている点など、「住民参加」として評価できる点が多く、計画策定手続きについては、指針内容以上のことを行っているということが出来る。

分析の後半では、タウンミーティングの意見を含めた素案と本案との比較を行うことで、タウンミーティングで集められた意見がどれだけ本案に影響を与えているのかを明らかにした。まず、素案と本案の構成の違いや事業数の変化をおさえた。そして、タウンミーティングの意見が採用されたことで内容が変更されたと考えられる事業、内容に変更はあるがその理由が定かでない事業、本案で追加された事業等について明らかにした。次に、本案で内容が変更されていた31事業、本案で追加された22事業の合計53事業について、指針と国施策及び県計画との比較を行った。その結果、素案と本案で事業内容に変更のあった31事業について指針・国施策及び県計画の影響が新たにあると考えられるのは、1事業にすぎなかった。したがって、タウンミーティングによる影響はある程度あったと考えることができる。しかしながら、内容変更はあったが、その因果関係が不明であった17事業については、庁内での調整の中で変更されたものということしかできず、分析を行ってもその要因を明らかにすることはできなかった。

また、タウンミーティングで本案に追加要求のあった事業は26事業あったが、そのうち5事業についてのみ本案に追加されていた。これら5事業についても、同様に分析を行ったが、指針等の影響のない事業は1事業、指針の影響は一部あるものの、新規事業として追加されたものが1事業にとどまっていた。つまり、タウンミーティングでの追加要求26事業のうち、2事業のみがタウンミーティングの影響であるということになる。追加要求があったにも関わらず本案に追加されなかった21事業のその理由については、残念ながら明らかとならなかった。

さらに、タウンミーティングとの因果関係の不明な17事業についても同様の方法で分析を行ったが、指針等の影響がなかったものは5事業であり、しかもいずれも「継続」事業であった。「新規」事業として追加された3事業のうち2事業についても、県計画との影響があり、A市の独自のものということではできなかった。

以上のことから、計画策定の手順については、住民参加を意識した綿密なものであったとすることができる。しかしながら、策定2年目の中核をなすものとして位置づけられていたタウンミーティングの本案の影響は、それほどあったとはいえない。なぜなら、事業説明内容にタウンミーティングの意見が追記されていたものは129事業中26事業であり、具体的に事業がどう変化したのかまでは分からない。また、実際にタウンミーティングによって追加された事業は1事業であったからである。TM報告書と本案だけを見比べると、一見タウンミーティングの意見が採用されているように思えるものも、県計画との関係で追加されているなど、いわば外的な要因で追加されたものが多いことが明らかとなった。結局のところ、「住民参加」を意識して行われたタウンミーティングは、A市本案への意見反映という視点で見た場合、それほどの影響を与えることはできなかったのである。この要因については考察で詳しく述べたい。

Ⅶ 考察

住民参加の手法の一つであるタウンミーティングに注目し、A市を事例にその過程や策定された計画の分析を行った。その結果、時間をかけて聞

いたはずの住民の意見やニーズが目に見える形で計画に十分生かされているとは言えないことが明らかとなった。確かに計画策定における住民参加のプロセスは、社会福祉のプロセス重視の視点から考えれば大切である。しかしながら、計画策定における住民参加プロセスのアウトプットである本案に、十分に住民のニーズや意見が生かされていないという結果は、深刻に受け止めるべきである。

このように大掛かりで手間と時間を要する住民参加手法であるタウンミーティングを行ったにも関わらず、計画に住民のニーズや意見を取り入れるのが難しかった背景や理由を考察してみたい。

1. 住民とは誰か、住民参加の定義の問題

住民参加と一言で言っても、住民とは誰か、また住民参加とは何を指すのかが明確にされていない点をまず指摘したい。住民は、その地域で暮らす住民であると同時に、事業や政策の利害関係者であったり、納税者であったり、また、利用者や顧客と表現されたりもしており、様々な可能性を含んでいる（朴、2007；圓山、2007）。つまり、サービス利用者としての側面やNPO活動などを行っているサービス提供者としての側面、あるいは政策決定へ賛成し参加する住民とそれに反対する住民など様々な立場がある。そういった各立場の違いについての理解が不足し、十分整理されないまま住民参加が行われているのではないか。そのために、住民参加をどのレベルで行うのかという点も明確にされないまま、タウンミーティングが実施された可能性がある。具体的にいえば、住民参加にも様々な手法があることはすでに指摘したとおりであるが、手法とは別に住民と行政との関係性を含んだ住民参加のレベルが存在する（佐藤、2006；渡邊、2007）。行政主導型の住民参加なのか、行政と住民が協働するのか等どういったレベルで住民参加を行っていくのかが明確にされなければ、住民のニーズ・意見をどう生かすのかという点まで議論が至らない。A市においても、どのくらいの住民が参加することが住民参加として妥当なのかという点について十分に議論されたとはいえない。であるために、延べ246名の住民がタウンミーティングに参加しているが、その数が多

いのか、少ないのか等基準がはっきりとしないままである。参加した住民がどのような立場でタウンミーティングに臨んだのか、についても明らかにはなっていない。また、住民のニーズや意見にも様々なレベルがある。行政の政策努力によって実現可能なニーズもあれば、クレームに近いような要求レベルのもの、非常に重要なニーズであるが、実現には長い年月がかかるレベルのものなどである。この点の整理も行われないうまま、である。さらに言えば、A市タウンミーティングの定義に「協働」という言葉が使われているが、「協働」とは何かという点についても議論されていないのが現状である。住民の意見やニーズを計画に生かすということをいかに具体的なレベルで考えるのが未熟なのである。そのために、住民参加そのものが形骸化しているとの指摘(牧田、2007)どおりとも言える結果となってしまったのではないのか。

2. 住民参加による計画策定の経験不足

次に、A市の住民参加への取り組みの経験不足、或いはこれまでの経験を生かせなかったこともあげなければならない。住民参加が強調されるようになったのは、先に述べたようにまだ最近のことであり、当然A市の経験も十分とは言えない。そのため、特にタウンミーティングでは、社会福祉協議会職員の協力を得るなど尽力した。しかし、経験不足は、今回の結果に少なからず影響を与えていると言わざるを得ない。また、住民参加への働きかけは、行政主導により始まったもので、住民主体のものではない。先に述べた、住民参加とは何かという点とも重なってくるが、次世代育成支援は子育てを「社会連帯」で行い、最終的には「子育て家庭の育成・自立支援」を目指すものである。住民参加が組み込まれた意図を考えるなら、「いかに住民を主体的に巻き込んでいくのか」という視点が、今後一段と重要になってくる。市は今回の経験から、この点を再考する必要がある。しかしながら、住民の次世代育成支援についての意識の醸成という視点での希望はある。それは、TM実行委員会メンバーが、実行委員会解散後も各地域で次世代育成支援に関わる活動を継続している点である。したがって、本稿の分析対象とは少し離れるが、住民主体への流れに対して、今回のタ

ウンミーティングは一定の貢献をしていると言える。長期的視点で考えれば、「子どもを育てやすい環境作り」には、計画策定を経験した住民による主体的な活動は非常に貴重なものであり、この点は評価すべきである。

3. 行政組織の問題

庁内組織や関係団体との力関係の問題である。本稿では、タウンミーティングに注目し、目に見える資料から分析したため、組織内での力関係等に焦点を置いていない。しかし、実際には組織内でかなりのやり取りが行われている。中心事務局である子育て支援課は、これらの調整に心を砕いてきた。例えば、教育委員会や発言力のある次世代育成支援部会委員、関係団体、市議会議員などの調整である。これらの人びと、団体等の意見や主張の影響力はその是非は別として非常に大きい。また、市長の意向は何より絶大なものである。そういった力関係により、計画の方向性や事業が決定されていく部分があるのが現状であり、筆者自身も実体験している。事務局側が、いくらタウンミーティング等で明らかとなった住民の意見やニーズを反映したいと思って努力しても、それがどこまでできるのかといえば、現状難しい状況も多い。これは事業の予算化の話にも関わってくる。力のある議員を味方につければ、市議会でも可決され新規事業が予算化される、或いは鶴の一声ならぬ「市長の一声」によって事業が予算化される、こういったことは他のモデル市町村や地域福祉計画などでも起こっていることである(例えば、和気、2006; 地域行動研究会、2005など)。さらに、行政内での次世代育成支援への認識や関心のズレも指摘できる。次世代育成支援は全庁的な取り組みで実施されるべきものであるが、中心事務局である子育て支援課やこども室と次世代育成支援と直接の関係を意識しにくい関連部局(例えば、住宅関係や公園整備関係など)との間にはかなりの認識・関心の度合に違いがあり、十分なイニシアチブをとるのには時間がかかる状況であった。住民のニーズや意見が、計画反映されるためには行政の組織や仕組みという分厚い壁があると言える。

4. 財政基盤の問題と住民参加の影響力の問題

国や県との関係の問題、つまり財政基盤の問題についても検討したい。地方分権化、財源の一般化が進んでいるとは言え、次世代法による計画では、国の指針に従う必要性があり、その中でも財政を支える一つの重要な仕組みであるソフト交付金は非常に影響力が強い。また、県計画との整合性も必要であり、いろいろな側面で県との調整が求められている。したがって、いくら独自性のあるものを作ろうとしても、財政をまず確保しようとするのは当然であるし、国や県との関係を優先しないことには、計画存在そのものが脅かされることとなる。また、これまで脈々と行われてきた国、県との関係が急に変わるものではない。これは、地方分権化過程のやむを得ない現状と言えるかもしれない。同時に、市の財政難の中では、課内や部内で新規事業を実施したいという思いがあっても、予算化されなため実現できないという問題もある。こういった現状は、次世代育成支援に限らず地域福祉計画においても指摘されている（村松編、2006、P.297-298）。

住民参加手法そのものと財政執行との関係でいえば、住民参加手法そのものには何ら法的な強制がない。したがって、住民参加の成果が政策の執行にまで至りにくい。つまり具体的な事業にまで至りつきにくく、大きな影響力を持つまで至りにくいのである（佐藤、2006；朴、2007）。また、A市事例では、計画策定終了後にTM実行委員会は解散しているが、次世代育成支援に関する意識の醸成を目的とするのであれば、住民組織として存続する方法も残されていたのではないか。計画策定段階における住民参加のみでなく、計画期間中も住民参加による計画進捗のチェックや評価が指針では期待されている。計画策定段階から実施・評価に至るまで長期的視点でTM委員会が設計されていれば、住民参加の影響力も変化していく、あるいは、変化していた可能性があるのではないだろうか。

5. 国への報告内容の問題

A市は先行モデル市として策定手順や方法などについて国に報告しながら計画策定を行ってきたが、その報告内容の問題があげられる。国に報告

する内容は、計画の内容というよりも“どのような手続きで計画策定を行ったのか”という形式的なものが多い（厚生労働省・雇用均等児童家庭局、2004）。したがって、計画内容よりも手続きに視点が行き、指針記載内容を形式的に守ろうとする姿勢が自然に強まったと考えられる。また、同時に、ソフト交付金関連事業についても、やはり従来の保育関連事業が多く（厚生労働省・雇用均等児童家庭局、2003）、市町村独自の取り組みよりも従来型の保育計画を継承する側面が強調された傾向となってしまった。もちろん国は、市町村の実情にあった独自の事業についても評価は行い、独自性のある事業を報告書にまとめている（厚生労働省・雇用均等児童家庭局、2004；次世代育成支援対策研究会、2003）がしかし、市としてはやはり財政基盤と関わりの深い従来型の保育関連事業に関心を持つのは当然の流れであろう。

VIII. おわりに

本稿では、A市次世代育成支援行動計画策定におけるタウンミーティングを事例として、住民参加手法について考察を行った。あくまでも事例の分析であり、他市における住民参加の実情とは異なる側面も多くあるであろう。しかしながら、少なくとも計画策定において住民参加に熱心に取り組んだA市であっても、それほどの住民参加の成果は得られなかったという事実は明らかになることができた。それとともに、その原因や背景について一定の考察を行うことができた。今後、住民参加が形骸化しないためには、計画策定プロセスのみでなく、住民参加手法の結果、計画に意見やニーズが反映されているのか否かというところまで意識を持って取り組んでいく必要がある。住民とは誰か、住民参加とは何かを十分議論し、住民参加の各手法の特徴や利点、具体的な方法をしっかりと理解した上で住民参加を行っていくことが重要である。そして、住民の意見やニーズが生かされていく仕組み作り、計画策定段階で関わった住民が関心を持ち続け、実施中の計画や事業に関わっていくことのできる仕組み作りが必要である。住民参加や住民参加手法についての課題は多いが、今後も研究を進めることで考察を深めていきたい。

謝辞：本論文は、A市の次世代育成支援にかかわる担当者および関係者の方々、A市住民の方々のご協力により成り立っています。改めてここに深く謝意を表します。

【引用文献】

- A市(2003)、「A市次世代育成支援行動計画(素案)」、A市
- A市次世代育成支援行動計画タウンミーティング実行委員会(2004)、『A市次世代育成支援行動計画策定タウンミーティング実施報告書「よ〜く考えようこどもとみらい」』、A市
- A市(2004)、『A市次世代育成支援行動計画』、A市地域行動計画研究会(2005)、「先行53自治体次世代育成支援地域行動計画調査報告書」、地域行動計画研究会
- 次世代育成支援対策研究会監修(2003)、『次世代育成支援対策推進法の解説』、社会保険研究所
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2003)、『地域行動計画策定市町村等担当課長会議』資料
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2004)、『地域行動計画策定市町村等担当課長会議』資料
- 牧田義輝(2007)、『住民参加の再生 空虚な市民論を超えて』、勁草書房
- 圓山有美(2007)、「地域福祉計画策定における住民参加に関わる概念ワードに関する整理」、高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要、4(1)、1-28
- 村松岐夫編(2006)、『テキストブック 地方自治』、東洋経済新報社
- 小野セレストア摩耶(2008)、「A市次世代育成支援行動計画の総合的評価に関する研究—住民参加を重視した新しい評価手法の試み—」関西学院大学大学院人間福祉研究科2008年度博士学位論文
- 小野セレストア摩耶(2009)、「計画策定プロセス分析の意義と必要性—A市次世代育成支援行動計画策定の取り組みから—」『Human Welfare 関西学院大学人間福祉学部紀要』269-82
- 朴 姫淑(2007)、「地域福祉における住民参加の課題—秋田県旧鷹巣町の高齢者福祉政策から」、『ソシオロギス』、31、152-169
- 朴 兪美(2009)、「地域福祉における新しい「プロセス重視の枠組み」の提案—高浜市・都城市の検証から—」、『日本の地域福祉』、22、47-59

- 佐藤 徹編(2006)、『地域政策と市民参加「市民参加」への多面的アプローチ』、ぎょうせい
- 鈴木真理子・島津淳編(2005)、『地域福祉計画の理論と実践—先進地域に学ぶ住民参加とパートナーシップ』、ミネルヴァ書房
- 武川正吾編(2005)、『地域福祉計画 ガバナンス時代の社会福祉計画』、有斐閣アルマ
- 右田紀久恵(2005)、『自治型地域福祉の理論』、ミネルヴァ書房、pp.43-46
- 上野谷加代子・杉崎千洋・松端克文編(2006)、『松江市の地域福祉計画 住民の主体形成とコミュニティワークの展開』、ミネルヴァ書房
- 上野谷加代子・松端克文・山縣文治(2007)、『よくわかる地域福祉 第3版』、ミネルヴァ書房
- 和気康太(2006)、「地域福祉実践研究の方法論的課題—地域福祉計画の研究・開発と評価研究を中心にして—」、『日本の地域福祉』、20、15-30
- 渡邊敏文(2007)、『地域福祉における住民参加の検証—住民参加活動を中心として—』、相川書房

Discussion about Policy Making Methods Through Resident Participation: Using a town meeting for City A's Action Plan for Promotion of Support for Raising the Next Generation Policy

Maya Shrestha ONO *

ABSTRACT

This paper aims to discuss the method of policy making through resident participation. The importance of resident participation in the policy making process has been sufficiently recognized in the area of local policy making, and there are many methods of policy making through resident participation. However, there has not been adequate examination to make sure that these plans made through the methods of resident participation reflect the needs and opinions of the residents. Also, we have been unable to find any research papers focusing on the results of resident participation.

Therefore, this paper will analyze the policy making process and plans devised as the result of resident participation, through a case study of a town meeting in city A, which is an example of one method of policy making through resident participation.

The results show that the policy making process included resident participation, but the plan, as the final product of this process, did not fully address the needs and opinions of residents. As the underlying factors behind the results, there are many problems that include issues to do with the methods of policy making through resident participation and the organization of city A's local policy administration.

Key words : Promotion of Support for Raising the Next Generation Policy (Jisedai Ikusei Shien Koudou Keikaku), resident participation, town meeting

* Post Doctoral Researcher, Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University